

岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第20号

岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する規則の一部を改正する規則

岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する規則（平成12年岩手県規則第50号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p><u>（個別の市町村が処理することとする事務の範囲）</u></p> <p>第7条 [略]</p> <p>第8条 条例別表第2の2の3の項の規則で定めるものは、<u>児童福祉法施行細則第4条第2項の小児慢性特定疾患医療給付申請書の受理に関する事務とする。</u></p> <p>第16条 条例別表第2の2の15の項(27)の規則で定めるものは、<u>次に掲げる事務とする。</u></p> <p>(1) <u>医療法（昭和23年法律第205号。以下この条において</u></p>	<p>第7条 [略]</p> <p><u>（個別の市町村が処理することとする事務の範囲）</u></p> <p>第8条 条例別表第2の2の3の項の規則で定めるものは、<u>次に掲げる事務とする。</u></p> <p>(1) <u>児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下この条において「法」という。）第19条の3第1項の小児慢性特定疾病医療費の支給認定の申請書の受理に関する事務</u></p> <p>(2) <u>法第19条の5第1項の小児慢性特定疾病医療費の支給認定の変更の申請書の受理に関する事務</u></p> <p>(3) <u>児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号。以下この条において「省令」という。）第7条の9第3項の届出書の受理に関する事務</u></p> <p>(4) <u>省令第7条の23第1項の医療受給者証の再交付の申請書の受理に関する事務</u></p> <p>第16条 条例別表第2の2の15の項(18)の規則で定める場合は、<u>次に掲げる場合とする。</u></p> <p>(1) <u>医療法（昭和23年法律第205号。以下この条において「法」という。）第46条の3第1項ただし書の医師又は歯科医師以外の理事長選出の認可を受けようとする者（以下この項において「申請者」という。）が、法第4条第1項に規定する地域医療支援病院を開設している場合</u></p> <p>(2) <u>申請者が、法第42条の2第1項に規定する社会医療法人又は租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第67条の2第1項の承認を受けた医療法人である場合</u></p> <p>(3) <u>申請者が、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号。以下この条において「省令」という。）別表第1の第3の1イ(13)に規定する認定を受けた病院を開設している場合</u></p> <p>2 条例別表第2の2の15の項(28)の規則で定めるものは、<u>次に掲げる事務とする。</u></p> <p>(1) <u>法第7条第1項の病院の開設許可の申請書の受理に関</u></p>

「法」という。) 第7条第1項の病院の開設許可の申請書の受理に関する事務

(2) 法第7条第3項の診療所の病床の設置又は病床数等の変更の許可の申請書の受理に関する事務

(3) [略]

(4) [略]

(5) [略]

(6) 法第57条第4項の合併の認可の申請書の受理に関する事務

(7) 法第68条の2第2項の認定又は認可の申請書の受理に関する事務

第20条 条例別表第2の6の12の項の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 一般旅券の発給を受けようとする者(以下「申請者」という。)が、申請者の親族等が疾病、事故、天災等により死亡した場合又はその傷病の程度が重篤な場合において、緊急に渡航する必要があると認められるとき。

(2)～(4) [略]

第21条 条例別表第2の11の4の項の規則で定めるものは、次に掲げる事務(盛岡市以外の市町村にあっては、第2号に掲げる事務を除く。)とする。

(1)・(2) [略]

(3) 歯科技工士法施行令(昭和30年政令第228号。以下この条において「政令」という。)第1条の歯科技工士免許の申請書の受理に関する事務

(4)～(9) [略]

第24条 条例別表第2の14の8の項の規則で定めるものは、次に掲げる事務とする。

(1)～(8) [略]

する事務

(2) 法第7条第2項の病床の種別等の変更の許可(病院に係るもの(省令第1条の14第1項第14号に掲げる事項(各病室の病床数を除く。)に係るものに限る。)に限る。)の申請書の受理に関する事務

(3) 法第7条第3項の診療所の病床の設置又は病床数等の変更の許可(省令第1条の14第5項第3号に掲げる事項(各病室の病床数を除く。)に係るものに限る。)の申請書の受理に関する事務

(4) 法第42条の2第1項の社会医療法人の認定の申請書の受理に関する事務

(5) [略]

(6) 法第46条の3第1項ただし書の医師又は歯科医師以外の理事長選出の認可(前項各号に掲げる場合を除く。)の申請書の受理に関する事務

(7) [略]

(8) [略]

(9) 法第57条第5項の合併の認可の申請書の受理に関する事務

第20条 条例別表第2の6の12の項の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 一般旅券の発給を受けようとする者(以下この条において「申請者」という。)が、申請者の親族等が疾病、事故、天災等により死亡した場合又はその傷病の程度が重篤な場合において、緊急に渡航する必要があると認められるとき。

(2)～(4) [略]

第21条 条例別表第2の11の4の項の規則で定めるものは、次に掲げる事務(盛岡市以外の市町村にあっては、第2号に掲げる事務を除く。)とする。

(1)・(2) [略]

(3) 歯科技工士法施行令(昭和30年政令第228号。以下この条において「政令」という。)第1条の2の歯科技工士免許の申請書の受理に関する事務

(4)～(9) [略]

第24条 条例別表第2の14の8の項の規則で定めるものは、次に掲げる事務とする。

(1)～(8) [略]

<p>(9) <u>調理師法施行細則（昭和34年岩手県規則第45号）第2条の申請書の受理に関する事務</u></p> <p>第30条 条例別表第2の20の2の項の規則で定めるものは、次に掲げる事務とする。</p> <p>(1)～(8) [略]</p> <p>(9) <u>製菓衛生師法施行細則（昭和42年岩手県規則第56号）第2条第1項の申請書の受理に関する事務</u></p> <p>第32条 削除</p>	<p>第30条 条例別表第2の20の2の項の規則で定めるものは、次に掲げる事務とする。</p> <p>(1)～(8) [略]</p> <p>第32条 条例別表第2の32の3の項の規則で定めるものは、次に掲げる事務とする。</p> <p>(1) <u>難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号。以下この条において「法」という。）第6条第1項の特定医療費の支給認定の申請書の受理に関する事務</u></p> <p>(2) <u>法第10条第1項の特定医療費の支給認定の変更の申請書の受理に関する事務</u></p> <p>(3) <u>難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（平成26年厚生労働省令第121号。以下この条において「省令」という。）第13条第1項の申請内容の変更の届出書の受理に関する事務</u></p> <p>(4) <u>省令第26条の医療受給者証の再交付の申請書の受理に関する事務</u></p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p> <p>附 則</p> <p>この規則は、平成27年4月1日から施行する。</p>	